

北海道公安委員会告示第84号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、札幌市北区及び東区内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和7年4月14日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

1 合意した者

- (1) 札幌市
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局札幌運輸支局
- (4) 北海道中央バス株式会社
- (5) 北都交通株式会社
- (6) 暁交通株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、北海道中央バス株式会社及び北都交通株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	上下線別	所在地
1	篠路駅前	上	札幌市北区篠路3条8丁目89番地先
2	篠路駅前	下	札幌市北区篠路3条7丁目94番地先
3	コミュニティセンター入口	上	札幌市北区篠路2条10丁目136番地先
4	コミュニティセンター入口	下	札幌市北区篠路2条9丁目151番地先
5	丘珠神社	上	札幌市東区丘珠町193番地先
6	丘珠神社	下	札幌市東区丘珠町183番地先
7	栄町駅	上	札幌市東区北42条東17丁目18番地先
8	栄町駅	下	札幌市東区北42条東15丁目563番地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
暁交通株式会社	乗合タクシー（通称名 栄町篠路線代替交通）